

平成30年度 第2回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会
次第

日時：平成30年 8月17日（金）午後2時から

場所：佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室

1 開会

2 議事

(1) 平成29年度介護保険事業の実績について

(2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について

(3) 小規模多機能型居宅介護事業者の指定について

3 閉会

平成 29 年度 介護保険料収納状況

		調定額	収入済額	還付未済額 (再掲)	不納欠損額	未収額
現年	特別徴収	2,952,214,600	2,952,214,600	1,999,800		
	普通徴収	276,794,900	245,654,400	162,000	0	31,140,500
	計	3,229,009,500	3,197,869,000	2,161,800	0	31,140,500
滞納繰越		91,187,700	11,664,900	34,400	14,518,300	65,004,500
計		3,320,197,200	3,209,533,900	2,196,200	14,518,300	96,145,000

1 平成29年度介護保険事業の実績について

資料1-2 平成30年度 第2回
佐倉市高齢者福祉介護計画推進
懇話会（平成30年8月17日）

(1) 認定者数及び受給者数

1. 要介護(支援)認定者数

単位:人

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較
総数	6,685	6,949	96.2%	6,838	7,148	95.7%	6,984	7,320	95.4%
要支援1	1,137	1,139	99.8%	1,270	1,195	106.3%	1,220	1,253	97.4%
要支援2	1,253	1,242	100.9%	1,303	1,282	101.6%	1,335	1,325	100.8%
要介護1	1,120	1,136	98.6%	1,072	1,175	91.2%	1,130	1,200	94.2%
要介護2	1,029	1,052	97.8%	1,010	1,074	94.0%	984	1,084	90.8%
要介護3	721	840	85.8%	796	850	93.6%	809	858	94.3%
要介護4	861	891	96.6%	846	912	92.8%	891	930	95.8%
要介護5	564	649	86.9%	541	660	82.0%	615	670	91.8%

2. サービス受給者数

単位:人

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	居宅介護(予防)	地密(予防)	施設介護	居宅介護(予防)	地密(予防)	施設介護	居宅介護(予防)	地密(予防)	施設介護
総数	50,714	3,764	12,221	52,739	8,377	12,382	50,741	9,010	12,759
要支援1	7,818	21	0	8,856	0	0	7,281	0	0
要支援2	10,954	31	0	11,483	28	0	10,076	14	0
要介護1	10,028	921	930	10,202	2,819	764	10,566	3,278	779
要介護2	9,057	781	1,824	9,277	2,126	1,678	9,066	2,057	1,554
要介護3	5,171	705	2,843	5,561	1,448	3,037	5,912	1,630	3,097
要介護4	5,071	791	3,770	4,895	1,189	3,888	5,090	1,270	4,162
要介護5	2,615	514	2,854	2,465	767	3,015	2,750	761	3,167

(2) サービス別給付費

1. 介護予防サービス

単位:各項目の()内

(1) 介護予防サービス		平成27年度			平成28年度			平成29年度			28→29年度
		実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	
介護予防訪問介護	給付費(千円)	127,303	134,475	94.7%	129,143	138,870	93.0%	71,410	74,183	96.3%	55.3%
	人数(人)	542	566	95.8%	550	587	93.6%	305	315	96.8%	55.5%
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	1,503	766	196.2%	1,199	1,079	111.1%	1,184	1,199	98.7%	98.7%
	回数(回)	15.5	5.1	303.9%	12.6	7.5	167.8%	20.3	9.0	225.7%	161.5%
介護予防訪問看護	給付費(千円)	22,315	32,805	68.0%	31,983	35,479	90.1%	43,625	37,180	117.3%	136.4%
	回数(回)	485.4	704.0	69.0%	710.2	760.3	93.4%	910.1	792.2	114.9%	128.2%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,669	2,332	200.2%	9,086	2,581	352.0%	11,083	2,838	390.5%	122.0%
	回数(回)	136.7	74.6	183.2%	266.6	81.5	327.1%	373.0	88.5	421.5%	139.9%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	11,690	10,299	113.5%	15,809	10,752	147.0%	17,621	11,164	157.8%	111.5%
	人数(人)	90	79	113.9%	116	82	141.3%	209	86	243.0%	180.4%
介護予防通所介護	給付費(千円)	271,149	306,976	88.3%	288,639	314,081	91.9%	167,371	151,862	110.2%	58.0%
	人数(人)	803	797	100.7%	867	835	103.9%	529	413	128.1%	61.0%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	40,030	48,938	81.8%	44,006	49,466	89.0%	42,561	49,816	85.4%	96.7%
	人数(人)	94	98	96.3%	105	102	103.0%	98	107	91.6%	93.3%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	16,153	13,285	121.6%	15,683	14,438	108.6%	17,052	14,497	117.6%	108.7%
	日数(日)	238.5	187.9	126.9%	211.9	206.4	102.7%	246.5	209.4	117.7%	116.3%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	925	564	164.0%	1,334	837	159.4%	310	1,156	26.8%	23.2%
	日数(日)	17.2	3.8	451.8%	22.3	5.6	397.3%	4.3	7.8	55.2%	19.3%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-
	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	-
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	48,765	49,453	98.6%	53,890	56,686	95.1%	57,438	62,001	92.6%	106.6%
	人数(人)	564	596	94.6%	635	686	92.5%	727	754	96.4%	114.6%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	4,953	8,445	58.7%	7,046	10,039	70.2%	5,588	12,233	45.7%	79.3%
	人数(人)	17	21	81.7%	24	24	98.6%	18	29	62.1%	76.1%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	29,014	64,816	44.8%	34,030	84,352	40.3%	35,049	96,212	36.4%	103.0%
	人数(人)	24	43	54.7%	26	56	45.5%	29	64	45.3%	113.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	100,675	127,874	78.7%	106,892	127,627	83.8%	116,946	145,068	80.6%	109.4%
	人数(人)	111	108	102.6%	124	112	110.5%	133	126	105.6%	107.5%
(2) 地域密着型介護予防サービス	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	28→29年度	
	給付費(千円)	607	957	63.5%	0	1,159	0.0%	0	2,640	0.0%	-
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	5.9	31.6	18.7%	0.0	35.1	0.0%	0.0	45.7	0.0%	-
	人数(人)	1	9	10.2%	0	10	0.0%	0	13	0.0%	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	1,340	3,264	41.1%	766	5,053	15.2%	1,265	5,327	23.7%	165.1%
	人数(人)	2	2	104.2%	1	3	38.9%	1	3	23.9%	61.5%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,355	4,123	81.4%	3,692	4,115	89.7%	945	4,115	23.0%	25.6%
	人数(人)	1	2	66.7%	1	2	62.5%	0	2	0.0%	0.0%
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	81,055	81,894	99.0%	88,180	92,030	95.8%	72,094	51,236	140.7%	81.8%
	人数(人)	1,425	1,526	93.3%	1,536	1,720	89.3%	1,282	958	133.8%	83.5%
合計	給付費(千円)	765,502	891,266	85.9%	831,379	948,644	87.6%	661,542	722,727	91.5%	

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

2. 介護サービス

単位:各項目の()内

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			28→29年度	
	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較	実績値	計画値	比較		
(1) 居宅サービス											
訪問介護	給付費(千円)	698,950	728,839	95.9%	690,019	800,875	86.2%	675,592	890,727	75.8%	97.9%
	回数(回)	20,455.8	21,855.2	93.6%	20,477.4	24,064.1	85.1%	18,928.6	26,782.8	70.7%	92.4%
	人数(人)	808	849	95.2%	788	895	88.0%	872	944	92.4%	110.7%
訪問入浴介護	給付費(千円)	54,284	60,171	90.2%	50,749	63,346	80.1%	54,870	65,804	83.4%	108.1%
	回数(回)	379	422	89.7%	352	443	79.4%	378	460	82.2%	107.3%
	人数(人)	81	94	86.6%	76	101	74.9%	73	108	67.6%	96.5%
訪問看護	給付費(千円)	130,486	116,803	111.7%	140,240	125,802	111.5%	153,457	136,773	112.2%	109.4%
	回数(回)	2,350.1	2,100.6	111.9%	2,610.2	2,294.0	113.8%	2,864.7	2,515.3	113.9%	109.8%
	人数(人)	261	226	115.7%	275	230	119.5%	312	237	131.6%	113.5%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	14,388	20,052	71.8%	15,373	25,319	60.7%	22,398	32,128	69.7%	145.7%
	回数(回)	406.3	536.5	75.7%	423.2	675.1	62.7%	559.4	852.9	65.6%	132.2%
	人数(人)	40	44	91.7%	42	51	81.4%	49	60	81.7%	118.1%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	80,516	78,213	102.9%	85,360	83,003	102.8%	97,757	88,072	111.0%	114.5%
	人数(人)	626	652	95.9%	636	689	92.3%	1,158	728	159.1%	182.1%
通所介護	給付費(千円)	1,438,096	1,518,018	94.7%	970,589	1,604,672	60.5%	1,049,656	1,704,621	61.6%	108.1%
	回数(回)	15,167	15,300	99.1%	10,531	16,274	64.7%	11,040	17,255	64.0%	104.8%
	人数(人)	1,381	1,404	98.4%	1,012	1,459	69.4%	1,130	1,513	74.7%	111.6%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	327,776	300,597	109.0%	333,182	301,196	110.6%	354,932	308,034	115.2%	106.5%
	回数(回)	2,799.5	2,572.2	108.8%	2,820.7	2,575.8	109.5%	2,982.4	2,607.4	114.4%	105.7%
	人数(人)	311	309	100.7%	309	317	97.3%	328	320	102.5%	106.3%
短期入所生活介護	給付費(千円)	434,754	486,827	89.3%	469,129	532,337	88.1%	536,734	590,669	90.9%	114.4%
	日数(日)	4,221.5	4,930.3	85.6%	4,755.1	5,408.1	87.9%	5,396.1	5,986.3	90.1%	113.5%
	人数(人)	414	445	93.0%	425	470	90.3%	488	499	97.8%	115.0%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	35,652	33,396	106.8%	37,195	32,431	114.7%	39,894	33,189	120.2%	107.3%
	日数(日)	280.6	292.4	96.0%	291.4	311.6	93.5%	315.6	368.6	85.6%	108.3%
	人数(人)	39	42	93.7%	42	44	94.9%	41	50	82.0%	98.2%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-
	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-
福祉用具貸与	給付費(千円)	253,263	262,833	96.4%	252,004	264,615	95.2%	260,903	266,310	98.0%	103.5%
	人数(人)	1,375	1,392	98.8%	1,406	1,428	98.5%	1,525	1,452	105.0%	108.4%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	10,682	13,070	81.7%	9,854	15,009	65.7%	11,202	16,313	68.7%	113.7%
	人数(人)	28	40	70.2%	27	46	58.9%	29	50	58.0%	107.1%
住宅改修費	給付費(千円)	26,283	36,842	71.3%	24,829	54,360	45.7%	28,124	72,249	38.9%	113.3%
	人数(人)	23	27	84.0%	22	39	55.6%	23	54	42.6%	106.2%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	583,352	874,241	66.7%	590,740	872,552	67.7%	625,023	861,620	72.5%	105.8%
	人数(人)	252	352	71.6%	253	355	71.1%	271	357	75.9%	107.3%
(2) 地域密着型サービス											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	29,770	47,507	62.7%	32,033	67,538	47.4%	31,099	75,291	41.3%	97.1%
	人数(人)	17	28	59.5%	18	42	42.7%	14	49	28.6%	78.1%
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	2,781	4,047	68.7%	2,618	4,047	64.7%	2,281	4,047	56.4%	87.1%
	人数(人)	20	27	72.8%	17	27	61.1%	17	27	63.0%	103.0%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	47,633	77,745	61.3%	43,106	82,899	52.0%	45,431	86,821	52.3%	105.4%
	回数(回)	341.6	550.0	62.1%	311.3	580.2	53.7%	330.0	600.4	55.0%	106.0%
	人数(人)	36	51	69.9%	34	51	65.7%	33	51	64.7%	98.5%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	75,060	153,352	48.9%	73,757	383,379	19.2%	61,699	383,616	16.1%	83.7%
	人数(人)	31	56	54.5%	31	142	21.8%	27	142	19.0%	87.3%
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	406,924	419,806	96.9%	398,672	418,995	95.1%	395,954	418,995	94.5%	99.3%
	人数(人)	138	142	97.1%	135	142	95.4%	134	142	94.4%	99.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	57,007	67,879	84.0%	55,022	67,748	81.2%	54,041	67,748	79.8%	98.2%
	人数(人)	23	30	78.1%	23	30	76.9%	24	30	80.0%	104.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	139,689	252,469	55.3%	144,787	697,783	20.7%	152,331	697,783	21.8%	105.2%
	人数(人)	48	49	98.1%	49	136	36.0%	49	136	36.0%	100.2%
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-
地域密着型通所介護	給付費(千円)				418,331			474,410			113.4%
	回数(回)				4,778.5			4,929.3			103.2%
	人数(人)				439			501			114.1%
(3) 施設サービス											
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,920,715	2,359,758	81.4%	1,950,525	2,355,200	82.8%	2,024,496	2,355,200	86.0%	103.8%
	人数(人)	657	767	85.6%	661	767	86.1%	672	767	87.6%	101.7%
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,142,616	1,543,121	74.0%	1,189,684	1,540,140	77.2%	1,284,586	1,540,140	83.4%	108.0%
	人数(人)	354	450	78.6%	366	450	81.3%	399	450	88.7%	109.1%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	46,379	0		36,731	0		24,798	0		67.5%
	人数(人)	11	0		9	0		6	0		69.9%
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	390,604	391,333	99.8%	390,238	395,443	98.7%	402,849	403,207	99.9%	103.2%
	人数(人)	2,251	2,279	98.8%	2,296	2,314	99.2%	2,392	2,356	101.5%	104.2%
合計	給付費(千円)	8,347,660	9,846,919	84.8%	8,404,767	10,788,689	77.9%	8,864,517	11,099,357	79.9%	105.5%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

3. 総給付費

単位:千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	9,113,162	9,236,146	9,526,059
在宅サービス	4,712,451	4,759,402	4,846,939
居住系サービス	1,151,313	1,155,017	1,192,909
施設サービス	3,249,398	3,321,727	3,486,211

4. 施設サービス利用者数

単位:各項目の()内

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総数	1,021	1,035	1,077
うち要介護4・5(人)	584	609	635
うち要介護4・5の割合(%)	57.1	58.8	59

平成 30 年度 特別養護老人ホーム整備法人公募の概要

1 目的

第 7 期佐倉市高齢者福祉・介護計画に位置付けた特別養護老人ホームの整備にあたり、千葉県に意見書を提出する対象となる法人を公平に選考するために公募を実施する。

2 公募施設の概要

種別		定員	形態	募集施設数
特別養護老人ホーム (広域型)	創設	100名	ユニット型 (一部ユニット型でも可)	1
	増築	50名以内	ユニット型 (一部ユニット型でも可)	1

3 公募期間 平成 30 年 6 月 1 日から 7 月 2 日まで

4 応募手続 応募事業者が、佐倉市のホームページに掲載された公募要領等を確認し、受付期間中に応募書類を市・高齢者福祉課に提出する。

5 応募資格

- (1) 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人で 3 年以上の運営実績があること。
- (2) 増築については、市内で特別養護老人ホームを設置・運営している社会福祉法人であること。
- (3) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- (4) 介護保険法第 86 条第 2 項各号に該当しないこと。
- (5) 所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、または過去に法人及び施設運営において重大な問題等を起こしていないこと。
- (6) 佐倉市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日佐倉市条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (7) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

6 応募事業者の審査

- (1) 第 1 次審査：高齢者福祉課において提出書類による審査を実施。
- (2) 第 2 次審査：高齢者福祉課において提出書類による採点を実施。事業者選考検討会（佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の検討会）において、事業者によるプレゼン、検討会委員によるヒアリング、質疑を実施し、採点。合計点をもって選考。

平成30年度 特別養護老人ホーム整備法人公募 応募法人の概要（1）

申請者	法人名	社会福祉法人千歳会
	法人所在地	東京都中央区日本橋馬喰町2丁目4番5号3階
	設立年月日	平成12年9月4日
	代表者	理事長 左 敬真
事業提案の概要	種別	特別養護老人ホーム 創設
	施設名	未定
	定員	100名
	事業予定地	佐倉市上別所字洗井戸291番地1、291番地2
	都市計画の状況	市街化調整区域
	敷地面積	8625㎡
	建築面積	1713.78㎡
	延床面積	4441.60㎡
	建物構造	鉄骨造

【参考】法人事業概要（運営中の事業）

- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・通所介護（デイサービス）
- ・訪問看護事業
- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業

平成30年度 特別養護老人ホーム整備法人公募 応募法人の概要（2）

申請者	法人名	社会福祉法人ユーカリ優都会
	法人所在地	佐倉市青菅1010番地15
	設立年月日	平成16年5月10日
	代表者	理事長 嶋田 哲夫
事業提案の概要	種別	特別養護老人ホーム 創設
	施設名	未定
	定員	100名
	事業予定地	佐倉市青菅字木ノ宮大割1023-14の一部 外6筆
	都市計画の状況	市街化調整区域
	敷地面積	5800㎡
	建築面積	1985㎡
	延床面積	4995㎡
	建物構造	鉄筋コンクリート造

【参考】法人事業概要（運営中の事業）

- ・介護老人保健施設
- ・短期入所療養介護
- ・通所リハビリテーション
- ・居宅介護支援事業所
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）

平成30年度 特別養護老人ホーム整備法人公募 応募法人の概要（3）

申請者	法人名	社会福祉法人ユーカリ壮健会
	法人所在地	佐倉市飯重622番地
	設立年月日	平成24年10月15日
	代表者	理事長 片山 精壮
事業提案の概要	種別	特別養護老人ホーム 増築
	施設名	特別養護老人ホームさくらの丘
	定員	150名（50名分増築）
	事業予定地	佐倉市飯重622番地、他22筆
	都市計画の状況	市街化調整区域
	敷地面積	9803.76㎡ ※既存敷地との合計
	建築面積	3994.73㎡ ※既存建物との合計
	延床面積	8446.89㎡ ※既存建物との合計
	建物構造	鉄筋コンクリート造

【参考】法人事業概要（運営中の事業）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・老人短期入所事業（ショートステイ）
- ・通所介護（デイサービス）
- ・居宅介護支援事業所

佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準

資料2-2

法人名 社会福祉法人千歳会

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類	
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点		
I 配置計画及び建設用地に関する事項									
1 適正配置									
(1) 都市計画との整合		-	都市計画との整合		市街化区域である。	5	0	12	
					市街化区域内でない。	0			
(2) 交通の利便性		-	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	5	0	12、25	
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	3			
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	0			
(3) 生活関連施設の整備状況		-	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い（全てが直線距離で500m未満）。	5	0	12、25	
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない（いずれかが直線距離で500m以上）。	3			
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある（全てが直線距離で500m以上）。	0			
2 建設用地									
(1) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適	土地利用			埋蔵文化財包蔵地ではない（埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む）。	5	5	12、19
						上記以外。	0		
(2) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適	-	-	-	-	-	12	
(3) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適	-	-	-	-	-	12	
(4) 用地の面積	建物に対して十分な用地面積が確保されていること。 敷地内に駐車場及び避難場所が確保できない場合、近隣にそれぞれ確保すること。	適	土地面積			外来等の駐車場及び避難場所が確保でき、緑化等ゆとりのある生活環境を整備できる面積がある（建ぺい率が50%未満）	5	5	12、15、27、29
						外来等の駐車場及び避難場所が確保できる最低限の面積がある（建ぺい率が50%以上70%未満）	3		
						上記以外。	0		

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
(5) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、50年以上の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	5	5	12、15
					上記以外。	0		
(6) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適	—	—	—	—	—	15
(7) 道路事情	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適	—	—	—	—	—	12
(8) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適	—	—	—	—	—	12, 20, 21, 22
II 建物及び設備に関する事項								
1 基準への適合	建物・設備に関し、千葉県の確認を受けていること。	適	—	—	—	—	—	千葉県に確認（電話・メール）
2 排水処理設備	下水道、浄化槽等適切な排水処理設備がなされていること。	適	—	—	—	—	—	12, 23

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
Ⅲ 運営に関する事項								
1 施設設立（増床等を含む）に当たっての法人の考え方								
(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取り組み	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	5		11、4、5
(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	5		11
(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	5		11
(4) 職員確保		—			施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	5		11、33、34
(5) 職員資質の確保		—			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	5		11
(6) 地域との連携		—			地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	5		11、27
(7) 地域貢献		—			社会福祉法人に求められる、地域づくりとの連携、地域への貢献に関し、考えや計画を有しているか。	5		11
2 人員基準	施設長予定者は必要な資格を有しているか。	適	—	—	—	—		33
	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適	—	—	—	—		34

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
3 設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	-	定員数	定員数は100人（創設）又は50人（増築）確保されているか	定員数は100人（創設）又は50人（増築）である	0	0	
					上記未滿。	-5		
4 低所得者への配慮	低所得者の入所について配慮する見込みがあるか。	-	低所得者への配慮		低所得者の入所について配慮する計画がある。	5	0	
					上記以外。	0		
5 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適	協力医療機関・協力歯科医療機関		協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未滿である。	5	0	12
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0		
6 地域における福祉サービスの拠点性								
(1) 地域の福祉サービス拠点としての機能		-	地域サービスの拠点性		居宅系サービスを併設するなど（近隣に設置予定又は設置済含む）、多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設である。	5	0	6、12
					多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設でない。	0		
(2) 地域住民との交流	地域住民との交流が十分見込めること	適※	地域との交流		地域に開放された専用の交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	5	5	11、12、27、29
					地域に開放された専用でない交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	3		
					上記以外。	0		
IV 資金に関する事項								
1 自己資金								
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	0	31
					自己資金比率 10%以上20%未滿の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3		
					自己資金比率 10%未滿の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0		
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適	-	-	-	-	-	31
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適	-	-	-	-	-	31

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類	
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点		
2 借入れ									
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適	—	—	—	—		31, 32	
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適	—	—	—	—		31, 32	
V 法人の運営に関する事項									
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適	—	—	—	—		8、9	
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適※	—	—	—	—			
2 法人の運営施設	既に介護保険関連施設を運営していること。	—	運営施設		介護保険制度における施設系サービスを既に運営している。	5	5	6	
					介護保険制度における施設系サービスは運営していないが、居宅系サービスを運営している。	3			
					上記以外。	0			
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。	適	—	—	—	—		7	
						合計	95	25	

佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準

資料 2 - 2

法人名 社会福祉法人ユーカリ優都会

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類	
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点		
I 配置計画及び建設用地に関する事項									
1 適正配置									
(1) 都市計画との整合		-	都市計画との整合		市街化区域である。	5	0	12	
					市街化区域内でない。	0			
(2) 交通の利便性		-	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	5	5	12、25	
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	3			
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	0			
(3) 生活関連施設の整備状況		-	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い（全てが直線距離で500m未満）。	5	3	12、25	
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない（いずれかが直線距離で500m以上）。	3			
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある（全てが直線距離で500m以上）。	0			
2 建設用地									
(1) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適	土地利用			埋蔵文化財包蔵地ではない（埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む）。	5	5	12、19
						上記以外。	0		
(2) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適	-	-	-	-	-	12	
(3) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適	-	-	-	-	-	12	
(4) 用地の面積	建物に対して十分な用地面積が確保されていること。 敷地内に駐車場及び避難場所が確保できない場合、近隣にそれぞれ確保すること。	適	土地面積			外来等の駐車場及び避難場所が確保でき、緑化等ゆとりのある生活環境を整備できる面積がある（建ぺい率が50%未満）	5	5	12、15、27、29
						外来等の駐車場及び避難場所が確保できる最低限の面積がある（建ぺい率が50%以上70%未満）	3		
						上記以外。	0		

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
(5) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、50年以上の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	5	0	12、15
					上記以外。	0		
(6) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適	—	—	—	—	—	15
(7) 道路事情	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適	—	—	—	—	—	12
(8) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適	—	—	—	—	—	12, 20, 21, 22
II 建物及び設備に関する事項								
1 基準への適合	建物・設備に関し、千葉県の確認を受けていること。	適	—	—	—	—	—	千葉県に確認（電話・メール）
2 排水処理設備	下水道、浄化槽等適切な排水処理設備がなされていること。	適	—	—	—	—	—	12, 23

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
Ⅲ 運営に関する事項								
1 施設設立（増床等を含む）に当たっての法人の考え方								
(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取り組み	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	5		11、4、5
(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	5		11
(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	5		11
(4) 職員確保		—			施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	5		11、33、34
(5) 職員資質の確保		—			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	5		11
(6) 地域との連携		—			地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	5		11、27
(7) 地域貢献		—			社会福祉法人に求められる、地域づくりとの連携、地域への貢献に関し、考えや計画を有しているか。	5		11
2 人員基準	施設長予定者は必要な資格を有しているか。	適	—	—	—	—		33
	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適	—	—	—	—		34

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
3 設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	—	定員数	定員数は100人（創設）又は50人（増築）確保されているか	定員数は100人（創設）又は50人（増築）である	0	0	
					上記未満。	-5		
4 低所得者への配慮	低所得者の入所について配慮する見込みがあるか。	—	低所得者への配慮		低所得者の入所について配慮する計画がある。	5	0	
					上記以外。	0		
5 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適	協力医療機関・協力歯科医療機関		協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未満である。	5	0	12
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0		
6 地域における福祉サービスの拠点性								
(1) 地域の福祉サービス拠点としての機能		—	地域サービスの拠点性		居宅系サービスを併設するなど（近隣に設置予定又は設置済含む）、多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設である。	5	5	6、12
					多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設でない。	0		
(2) 地域住民との交流	地域住民との交流が十分見込めること	適	地域との交流		地域に開放された専用の交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	5	5	11、12、27、29
					地域に開放された専用でない交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	3		
					上記以外。	0		
IV 資金に関する事項								
1 自己資金								
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	0	31
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3		
					自己資金比率 10%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0		
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適	—	—	—	—	—	31
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適	—	—	—	—	—	31

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類	
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点		
2 借入れ									
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適	—	—	—	—		31, 32	
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適	—	—	—	—		31, 32	
V 法人の運営に関する事項									
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適	—	—	—	—		8、9	
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適	—	—	—	—			
2 法人の運営施設	既に介護保険関連施設を運営していること。	—	運営施設		介護保険制度における施設系サービスを既に運営している。	5	5	6	
					介護保険制度における施設系サービスは運営していないが、居宅系サービスを運営している。	3			
					上記以外。	0			
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。	適	—	—	—	—		7	
						合計	95	33	

佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準

資料 2 - 2

法人名 社会福祉法人壮健会

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
I 配置計画及び建設用地に関する事項								
1 適正配置								
(1) 都市計画との整合		-	都市計画との整合		市街化区域である。	5	0	12
					市街化区域内でない。	0		
(2) 交通の利便性		-	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	5	0	12、25
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	3		
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	0		
(3) 生活関連施設の整備状況		-	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い（全てが直線距離で500m未満）。	5	0	12、25
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない（いずれかが直線距離で500m以上）。	3		
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある（全てが直線距離で500m以上）。	0		
2 建設用地								
(1) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適	土地利用		埋蔵文化財包蔵地ではない（埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む）。	5	5	12、19
						上記以外。		
(2) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適	-	-	-			12
(3) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適	-	-	-			12
(4) 用地の面積	建物に対して十分な用地面積が確保されていること。 敷地内に駐車場及び避難場所が確保できない場合、近隣にそれぞれ確保すること。	適	土地面積		外来等の駐車場及び避難場所が確保でき、緑化等ゆとりのある生活環境を整備できる面積がある（建ぺい率が50%未満）	5	5	12、15、27、29
					外来等の駐車場及び避難場所が確保できる最低限の面積がある（建ぺい率が50%以上70%未満）	3		
					上記以外。	0		

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
(5) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、50年以上の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	5	5	12、15
					上記以外。	0		
(6) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適	—	—	—	—	—	15
(7) 道路事情	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適	—	—	—	—	—	12
(8) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適	—	—	—	—	—	12, 20, 21, 22
II 建物及び設備に関する事項								
1 基準への適合	建物・設備に関し、千葉県の確認を受けていること。	適	—	—	—	—	—	千葉県に確認（電話・メール）
2 排水処理設備	下水道、浄化槽等適切な排水処理設備がなされていること。	適	—	—	—	—	—	12, 23

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
Ⅲ 運営に関する事項								
1 施設設立（増床等を含む）に当たっての法人の考え方								
(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取り組み	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	5		11、4、5
(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	5		11
(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	5		11
(4) 職員確保		—			施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	5		11、33、34
(5) 職員資質の確保		—			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	5		11
(6) 地域との連携		—			地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	5		11、27
(7) 地域貢献		—			社会福祉法人に求められる、地域づくりとの連携、地域への貢献に関し、考えや計画を有しているか。	5		11
2 人員基準	施設長予定者は必要な資格を有しているか。	適	—	—	—	—		33
	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適	—	—	—	—		34

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
3 設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	－	定員数	定員数は100人（創設）又は50人（増築）確保されているか	定員数は100人（創設）又は50人（増築）である	0	0	
					上記未滿。	-5		
4 低所得者への配慮	低所得者の入所について配慮する見込みがあるか。	－	低所得者への配慮		低所得者の入所について配慮する計画がある。	5	0	
					上記以外。	0		
5 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適	協力医療機関・協力歯科医療機関		協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未滿である。	5	0	12
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0		
6 地域における福祉サービスの拠点性								
(1) 地域の福祉サービス拠点としての機能		－	地域サービスの拠点性		居宅系サービスを併設するなど（近隣に設置予定又は設置済含む）、多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設である。	5	5	6、12
					多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設でない。	0		
(2) 地域住民との交流	地域住民との交流が十分見込めること	適	地域との交流		地域に開放された専用の交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	5	5	11、12、27、29
					地域に開放された専用でない交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	3		
					上記以外。	0		
IV 資金に関する事項								
1 自己資金								
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	0	31
					自己資金比率 10%以上20%未滿の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3		
					自己資金比率 10%未滿の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0		
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適	－	－	－	－	31	
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適	－	－	－	－	31	

一次審査			二次審査（採点制）					対応する提出書類	
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点		
2 借入れ									
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適	—	—	—	—		31, 32	
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適	—	—	—	—		31, 32	
V 法人の運営に関する事項									
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適	—	—	—	—		8、9	
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適	—	—	—	—			
2 法人の運営施設	既に介護保険関連施設を運営していること。	—	運営施設		介護保険制度における施設系サービスを既に運営している。	5	5	6	
					介護保険制度における施設系サービスは運営していないが、居宅系サービスを運営している。	3			
					上記以外。	0			
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。	適	—	—	—	—		7	
						合計	95	30	

特別養護老人ホーム採点表（最終）

資料 2 - 3

法人名 社会福祉法人千歳会

評価項目	提出書類 11該当箇所	評価ポイント	評価レベル	評価点 (A)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
2次審査ヒアリング以外			—	—	25	25	25	25	25	25
1 応募の動機について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・明確かつ適切な応募動機があるか。 ・高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。 	優	5	3	3	4	4	3	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
2 計画内容	2, 3-(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 ・新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。 ・佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。 	優	5	3	4	4	4	2	3
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
3 利用者処遇	3-(2)～ 3-(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。 ・虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。 ・苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。 	優	5	3	2	3	5	4	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
4 職員確保	3-(8), 3-(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 ・職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。 	優	5	2	2	4	4	3	3
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
5 職員資質の確保	3-(8), 3-(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員育成計画に関する考えを有しているか。 ・研修受講等の体制等が整っているか。 	優	5	3	3	4	5	5	3
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
6 地域との連携	3-(10)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。 ・具体的な交流活動計画等を有しているか。 ・計画の実現可能性が高いか。 	優	5	2	2	3	4	4	3
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
7 地域貢献	3-(11)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に求められる、地域づくりとの連携、地域への貢献に関し、考えや計画を有しているか。また、計画の実現可能性が高いか。 ・応募時点で、既存施設等において実際の取り組みはあるか。 	優	5	2	3	4	4	4	3
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
合計点					43	44	51	55	50	48
総合評価点					291					

特別養護老人ホーム採点表（最終）

法人名 社会福祉法人ユーカリ優都会

評価項目	提出書類 11該当箇所	評価ポイント	評価レベル	評価点 (A)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
2次審査ヒアリング以外			—	—	33	33	33	33	33	33
1 応募の動機について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・明確かつ適切な応募動機があるか。 ・高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。 	優	5	4	5	5	5	5	5
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
2 計画内容	2, 3-(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 ・新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。 ・佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。 	優	5	4	5	5	5	5	3
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
3 利用者処遇	3-(2)～ 3-(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。 ・虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。 ・苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。 	優	5	4	4	5	5	5	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
4 職員確保	3-(8), 3-(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 ・職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。 	優	5	3	4	4	5	5	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
5 職員資質の確保	3-(8), 3-(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員育成計画に関する考えを有しているか。 ・研修受講等の体制等が整っているか。 	優	5	4	4	5	5	5	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
6 地域との連携	3-(10)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。 ・具体的な交流活動計画等を有しているか。 ・計画の実現可能性が高いか。 	優	5	3	4	5	5	5	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
7 地域貢献	3-(11)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に求められる、地域づくりとの連携、地域への貢献に関し、考えや計画を有しているか。また、計画の実現可能性が高いか。 ・応募時点で、既存施設等において実際の取り組みはあるか。 	優	5	3	4	4	5	5	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
合計点					58	63	66	68	68	61
総合評価点					384					

特別養護老人ホーム採点表（最終）

法人名 社会福祉法人壮健会

評価項目	提出書類 11該当箇所	評価ポイント	評価レベル	評価点 (A)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員
2次審査ヒアリング以外			—	—	30	30	30	30	30	30
1 応募の動機について	1	<ul style="list-style-type: none"> ・明確かつ適切な応募動機があるか。 ・高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。 	優	5	3	4	5	5	4	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
2 計画内容	2, 3-(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。 ・新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。 ・佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。 	優	5	3	5	5	4	4	5
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
3 利用者処遇	3-(2)～ 3-(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。 ・虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。 ・苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。 	優	5	3	3	4	4	4	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
4 職員確保	3-(8), 3-(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。 ・職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。 	優	5	3	3	5	5	4	5
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
5 職員資質の確保	3-(8), 3-(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員育成計画に関する考えを有しているか。 ・研修受講等の体制等が整っているか。 	優	5	3	4	4	5	3	5
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
6 地域との連携	3-(10)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。 ・具体的な交流活動計画等を有しているか。 ・計画の実現可能性が高いか。 	優	5	3	4	3	4	3	4
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
7 地域貢献	3-(11)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に求められる、地域づくりとの連携、地域への貢献に関し、考えや計画を有しているか。また、計画の実現可能性が高いか。 ・応募時点で、既存施設等において実際の取り組みはあるか。 	優	5	4	4	4	4	3	3
			良	4						
			普通	3						
			やや劣る	2						
			劣る	1						
合計点					52	57	60	61	55	60
総合評価点					345					

平成 30 年 8 月 17 日

佐倉市長 蕨 和雄 様

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会
会長 岩淵 康雄

平成 30 年度 特別養護老人ホーム運営法人の公募に係る応募法人の
選考について（報告）

標記の件について、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第 9 条
第 3 号に定める事業者選考検討会を開催し、慎重に検討を行った結果、同要綱
第 3 条第 7 号の規定により下記のとおり報告します。

なお、今後佐倉市で行われる事業者選考に当たっては、低所得者が安心して
入所できるように配慮いただくよう要望します。

記

1 実施年月日

平成 30 年 7 月 26 日（木）

2 応募法人

(1) 特別養護老人ホーム 創設（定員 100 名）

① 社会福祉法人ユーカーリ優都会（佐倉市青菅 1010 番地 15）

② 社会福祉法人千歳会（東京都中央区日本橋馬喰町 2 丁目 4 番 5 号 3 階）

(2) 特別養護老人ホーム 増築（定員 50 名）

① 社会福祉法人壮健会（佐倉市飯重 622 番地）

3 選考法人

(1) 特別養護老人ホーム 創設： 社会福祉法人ユーカーリ優都会

(2) 特別養護老人ホーム 増築： 社会福祉法人壮健会

4 選考方法

一次審査（書類選考）及び二次審査（プレゼンテーション）

小規模多機能型居宅介護事業所の指定について

1 小規模多機能型居宅介護について

（1）小規模多機能型居宅介護とは

小規模多機能型居宅介護は、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を行い、在宅生活が継続できるように支援するサービスです。

（2）佐倉市高齢者福祉・介護計画上の位置付け

第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画では、平成29年度（第6期）終了時点の小規模多機能型居宅介護の整備見込数を2箇所54人としています。

また、第7期計画期間の平成30年度から32年度までの間に、第6期で公募を行った1事業所のほか、新規1事業所の公募を行う予定です。

2 現在の指定状況及び新規指定について

第7期計画案策定後、29年度末までに既存事業所の廃止が続き、その結果、現時点において市内に指定事業所はありません。このため、小規模多機能型居宅介護については、計画上の整備数及び定員を大きく下回っている現状です。

このような中、地域密着型介護老人福祉施設を運営している市内事業者から、小規模多機能型居宅介護事業所の新規指定について次のとおり相談がありました。

- 開設予定時期：平成30年9月又は11月
- 開設場所：志津南部圏域
 - ※廃止事業所の譲渡をすでに受け、これを活用する
- 定員：29人（通い18人／宿泊7人）

今回の指定申請については、補助金支出がないこと、また、市内に事業所がない現状に鑑み、既存施設の活用及び地域資源の充実という面から、今後の公募とは別に新規指定を可能とすることとしてよろしいか、本懇話会にお諮りするものです。